

地域安全に関する協定書

行徳警察署（以下「甲」という。）、市川市（以下「乙」という。）及び日本郵便株式会社（以下「丙」という。）は、地域安全のための協力について、次のとおり協定書を締結する。

（目的）

第1条 本協定書は、甲、乙及び丙が協力し、安全で安心できる市民生活の確保に貢献することを目的とする。

（協力の内容）

第2条 丙は、甲に対し、次の状況を発見した場合、業務に支障のない範囲で、情報を提供するものとし、甲は乙に対し、市川市民の安全安心に資する情報を提供するものとする。

（1）電話d e詐欺、侵入盗などの各種犯罪発生、被害防止に関すること

ア 郵便局窓口において、他口座宛の高額送金や高額払戻し、ATM利用時の払戻額や送金額の上限引上げなどの申込みを受けた際などに、必要に応じてヒアリングを行い詐欺被害が疑われる場合、また、ATMにおいて、高齢者が電話をかけながら機器を操作するなど、犯罪被害に遭っているような高齢者等を発見した場合

イ 電話d e詐欺で現金を受け取りに来る出し子や受け子等を発見した場合

ウ 自転車や一般民家等を物色している者を目撃した場合

エ 警察から手配された犯人に似た者を発見した場合

オ 家屋や車両などのガラスが割れているのを発見した場合

（2）交通事故に関すること

交通設備の破損及び交通事故にあった車両又は歩行者などを目撃した場合

（3）不審者、不審車両に関すること

ア 未成年と思われる者がい集して騒いだり、喫煙や飲酒をしている状況を目撃した場合

イ 住宅街や通学路などで、不審と思われる者や車両などを目撃した場合

2 丙は、甲及び乙に対し、次の状況を発見した場合、業務に支障のない範囲で、情報を提供するものとする。

（1）子どもの見守り活動や高齢者などの行方不明者に関すること

ア 通学路や公園などで、不審と思われる者が、子どもに声掛けをしている様子などを発見した場合

イ 行方不明者に関する警察からの手配に似た者を発見した場合

ウ 傷病人、迷子、迷い老人等の救護を要する者を発見した場合

エ 明らかに日常と異なると感じられる状態の高齢者などを発見した場合

（2）災害に関すること

冠水や陥没などにより通行に支障がある道路を発見した場合

（3）その他、地域安全に関すること

3 甲、乙及び丙は、前2項に規定する事項を効果的に実施するため、適宜、協議を行うこととする。また、具体的な内容については、甲、乙及び丙が合意の上、決定する。

（協力郵便局）

第3条 本協定の丙の協力郵便局は別表のとおりとする。

(情報提供手段)

第4条 第2条第1項及び第2項に規定する情報提供は、電話、ファックス又は電子メールによるものとする。また、緊急を要する場合は、110番通報するものとする。

(秘密の保持)

第5条 甲、乙及び丙は、本協定の運用に際して知り得た個人情報等について、第三者に漏らしてはならず、個人情報の保護に関する法律その他関係法令に基づき適正に管理を行う。

2 甲、乙及び丙は、本協定が終了した後も、前項に規定する責務を負うものとする。

(連絡体制)

第6条 本協定を効果的に運用するため、甲は生活安全課長、乙は市民安全課長、丙は浦安郵便局総務部長を連絡責任者とする。

(免責)

第7条 丙は、第2条の規定による協力をした場合及びしなかった場合のいずれにおいても、その責任を負わないものとする。

(有効期間)

第8条 本協定の有効期間は、締結日の翌日から令和6年3月31日までとする。ただし、有効期間の満了の1か月前までに、甲、乙及び丙のいずれからも申出がない場合は、当該期間満了日の日の翌日から起算して1年間、本協定を更新するものとし、以降もまた同様とする。

(本協定の変更)

第9条 甲、乙及び丙のいずれかが、本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、書面により必要な変更を行うものとする。

(その他)

第10条 甲、乙及び丙が第2条の規定による協力により共有する情報を公表する場合又は本協定に定めのない事項若しくは疑義が生じた事項については、その都度、甲、乙及び丙が協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙がそれぞれ署名捺印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和5年10月 日

甲 行徳警察署

署 長

乙 市川市

市 長

丙 日本郵便株式会社

浦安郵便局長

別表

局名
浦安郵便局
行徳郵便局
市川新井郵便局
市川富浜郵便局
行徳駅前三郵便局
市川塩焼郵便局
市川塩浜郵便局
市川幸郵便局
行徳駅前四郵便局
南行徳駅前郵便局